

平成20年 3月17日

大阪大学箕面地区教職員組合
執行委員長 水田明男 殿

大阪大学総務部長
岩切平治



平成20年2月25日付け公開質問状に対する回答

事業場の考え方については、貴組合に対して、平成20年1月24日付け文書による回答及び同日の団体交渉並びに同年2月14日付け文書による回答でも説明を行っているとおり、平成19年10月19日の箕面地区過半数代表者との協議を皮切りに数回にわたって過半数代表者と協議を行い、そのご意見等をもとに、最終的には、労働基準法の履行責任を負う大学がその責任において事業場の構成員を決定したものです。

大学としては、組合員の労働条件と直接関わる問題とはいえない事業場の問題について、貴組合との交渉により、その考え方を決定する考えはないこと、ただし労働条件と直接関わる問題があるのであれば、その内容を示していただいた上で交渉することはやぶさかではないことを、再度申し上げたいと存じます。

なお、その他の公開質問状の内容については、大学としては以下のとおり考えております。

(1) 公務員時代とは異なり、国立大学法人には、文字どおり法人格が認められております。公開質問状は、総長あてとなっておりますが、使用者は法人である大学であって、総長ではありません。

労働組合からの質問に対する回答は、大学として行っており、大学の責任において回答する以上、総務部長名で回答を行うことに何ら問題はないと考えております。

(2) これまでも繰り返し回答したとおり、労働条件とは、賃金や労働時間等労働者の待遇を本来意味するものであり、事業場の考え方（事業場単位の設定）と、そこで働く者の労働条件とは次元を異にする問題であると大学としては考えております。

(3) 現在の箕面地区過半数代表者については、平成19年10月16日の同意書の確認等の手続きを経て選出されたものであり、大学としても、